

役員選挙実施規程

全国言友会連絡協議会

第1条（目的）

本規程は特定非営利活動法人全国言友会連絡協議会の役員選挙の実施について定める。

第2条（選挙管理委員会の役割）

選挙管理委員会は、選挙の準備から完了までの一連の手続きを所掌する。

第3条（選挙管理委員会の設置）

選挙管理委員会は、役員選挙が行なわれる総会の2ヶ月前までに理事会が設置する。

第4条（選挙管理委員会の構成）

1. 選挙管理委員長は理事会での合議を経て理事長が任命する。
2. 選挙管理委員は、委員長を含めて3名以上5名以内とする。
3. 選挙管理委員は、選挙管理委員長の指名に基づき、理事会での合議を経て理事長が任命する。
4. 理事及び監事は選挙管理委員長及び選挙管理委員になることはできない。
5. 選挙管理委員長及び選挙管理委員が立候補者あるいは被推薦者となる場合、選挙管理委員長あるいは選挙管理委員の地位を失う。

第5条（役員を選出方法）

1. 定数12名以内のうち、6名は地域ブロックからの推薦に基づき総会における信任によって決定し、残る6名以内は立候補に基づき総会における選挙によって決定する。なお、地域ブロックの区割りについては別に細則を定める。
2. 地域ブロックから推薦を受けた者は、総会における選挙に立候補する権利を失う。
3. 監事は定数2名以内を立候補に基づき総会における選挙によって決定する。

第6条（告示）

1. 選挙管理委員会は、選挙の立候補及び推薦の受付を正会員に対して、総会の1ヶ月前までに告示する。
2. 選挙管理委員会は、立候補及び推薦の受付を締め切った後、速やかに立候補者及び被推薦者の氏名や立候補の趣旨、経歴等と総会の日時、場所等を書面または電磁的方法により正会員に告示する。

第7条（推薦）

1. 地域ブロックにおける被推薦者の選出は公正かつ民主的な方法によることを原則とする。なお、地域ブロックの正会員の代表者は選出過程について連帯して選挙管理委員会に

報告する義務を負う。

2. 推薦の受付日を超過し、選挙管理委員会からの督促から指定した期間を経ても地域ブロックから推薦がなかった場合、当該地域ブロックからの推薦による理事は欠員とする。

3. 地域ブロックは複数名を推薦することはできない。

第8条（立候補者及び被推薦者の資格）

立候補者及び被推薦者となる資格は、正会員の構成員のみが有する。

第9条（投票）

1. 投票は無記名の用紙により、立候補者の完全連記及び、被推薦者の信任あるいは不信任のいずれかを記載する方式により実施される。

2. 立候補者への投票では、その規模に関わらず1正会員あたり1票とする。

3. 代議員を総会に派遣できない正会員は、選挙管理委員会の定める方法により、事前に書面または電磁的方法によって投票を行なうことができる。

4. 立候補者における当選は上位得票順により決定する。なお、得票が同数の場合は選挙管理委員会が指定する方法により抽選で決定する。

5. 被推薦者における当選は過半数の信任により決定する。

6. 被推薦者が不信任となった場合、当該地域ブロックからの推薦による理事は欠員となる。

第10条（信任投票）

立候補者が定数に満たない場合でも、総会において信任投票を実施する。過半数の信任を得られない場合は理事になることはできない。

第11条（開票）

1. 開票においては3名以上の立会人を置く。

2. 開票結果は集計後、選挙管理委員会が直ちに開示し、総会の議長に報告する。なお、開票結果とは、立候補者においては当選あるいは落選の別、被推薦者においては信任あるいは不信任の別を言う。

3. 事務局は、立候補届、立候補者の一覧、開票立会人の確認印のある開票集計書、使用された投票用紙等を選挙管理委員長から受け取り、これらを2年間保管しなければならない。

附則

・この規程は、平成30年11月3日から施行する。

以上